

Zenkoku Aozeiien

# 主月税連

森執行部集大成!!

〜税理士制度、税制、これからの50年を語ろう〜

167  
168  
169  
170  
171  
172  
173  
174  
175  
176  
177  
178  
179  
180  
181

July.15.2018 No. 179

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-8 代々木第10下田ビル7F  
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

# Content

---

**会長退任挨拶**

---

P.3~4

この一年を振り返って ————— 会長 森 智之

---

**各部長一年間を振り返って**

---

P.5~8

---

**日本税理士会連合会執行部との懇談会**

---

P.9~13

---

**法対策情報**

---

P.14~16

法対部活動報告 ————— 法対策部部长 仙田 浩人

## 会長退任挨拶

# 一年を振り返って



会長 森 智之

## 1 はじめに

創立50年の節目の名古屋大会において会長に就任してから、早いもので退任の挨拶をさせて頂く時期になりました。この1年間、部長、委員長を中心に理事皆様の協力を得ながら、全力で全国青税の活動に取り組んできた思いはありますが、なかなか思い描いたものと現実の違いを実感した1年でありました。青税の活動は1年ごとに次の執行部に引き継がれていきますので、区切りとしてこの1年間取り組んでまいりました事業について、個人的な感想を交えながら報告をさせていただきます。

## 2 税理士制度について

今年度は、昨年度取りまとめたミーティングレポートを踏まえ次なる税理士法改正に向けた活動を行うことをテーマとしました。前回の税理士法改正過程を振り返ると日税連の組織改革を行うことが重要であると考え、11月に「日本税理士連合会の機構改革に関する要望書」を取りまとめ、日税連の意思決定に税理士個人が関われる仕組みに組織を改革すべきことを

要望しました。また、意見書の作成に際し日税連会長選挙に立候補した経験をお持ちの東京地方税理士会朝倉文彦前会長の事務所を訪問し、当時の会長選挙の実情や選挙戦、日税連会長選挙の在り方などについて話を伺い意見交換を行いました。11月に行われた日税連との懇談会においても、日税連の機構改革に関する事項を要望し、又、税理士受験生が大幅に減少している状況についての改善策について当連盟の意見を要望しました。

近い将来、人工知能（AI）の普及により税理士制度や税理士の業務が大きく変化するという予測があります。そこで、「人口知能（AI）の活用・開発状況に関するアンケート」を作成し、各ソフトウェアベンダーにアンケートの協力をお願いし、回答内容を取りまとめた報告書を作成しました。今後、AI技術が進展していくことには各社異論がありませんでしたが、AIを利用した税務相談や税務判断を伴うシステムの開発には税理士法や提供者責任にも関係する事案であることから各社の意見が分かれていることが確認できました。日本社会のICT化、AI化は税理士制度

や税理士の業務と今後更に深く関わっていくと予測されますので、これからも注視していかなければならないテーマであると考えています。

今後、大きく変化するであろう社会環境の影響を受けつつも、次の税理士法の改正が、納税者の権利利益保護に資する改正であり、税理士制度の発展と若い世代が希望を持って税理士を目指せるような制度改正になることを願っています。

## 3 税制に関して

税制については、税を考える上での基本原則である「公平、中立、簡素」から検討を行い、「主権者である国民が納得できる租税制度の実現」、「公平性が保たれる税制の実現」、「未来を見据えたあるべき税制」、を基本的な視点とした要望書を取りまとめ「平成31年度税制改正に関する要望書」を日税連に提出しました。今回の税制改正において合計所得金額が2,500万円超の個人については基礎控除の適用をできないこととする改正が行われました。最低生活費部分については課税してはならないことを要請する憲法を無視するような改正であり、このよ

うな重要な改正が行われる場合であっても、決定された過程が不明確なままになっていると感じられます。国民不在の中で重大な改正が次々に行われ、租税制度の大原則が大きく歪められている現在の状況は看過できないと考えます。このような改正を受け、5月に「所得税における控除のあり方—人的控除を中心に—」という内容で広島修道大学奥谷健教授を講師に迎えて研修会を開催し、所得税の人的控除の在り方について理解を深めました。今後の税制改正要望に活かしていきたいと考えています。

納税環境整備に関する事業については、当連盟が今まで議論してきた過程を再確認する意味から10月に坂井昭彦元会長を講師とし、納税者権利憲章についての勉強会を行いました。その勉強会を踏まえ、納税者権利憲章の制定と納税者の権利を拡充する規定を国税通則法に明文化することを要望する、納税環境整備に関する要望書案を作成し部会、理事会で議論を重ねております。この原稿を書いている現在、提出には至っておりませんが、当要望書を今年度内に取りまとめ提出すべく検討を進めています。

#### 4 全国青税の運営と組織活動について

3月にはみちのく理事会の前の全国青税運営会議と称し、理事会に出席する理事及び各単位青税代表者全員で当連盟の運営に関する会議を開催しました。会議に際し、事前にアンケートを作成し、出席者全員に回答を

してもらった上で、会議に臨みました。今後、各単位青税の組織力の低下などにより、当連盟の活動について大きな見直しを迫られることも予想されることから、今から継続的に議論を行うことが必要と考えこの会議を企画しました。財政に関する事項、全国大会及びシンポジウムの在り方や開催方法などに関する事項、理事会の運営に関する事項など率直な意見を出してもらい、有意義な会議になったと考えております。このような会議を次期以降も何らかの形で継続し、全体会議の形式で出席者から多くの意見をもらい、単位青税の事情にも配慮した形で活動の改善を進めていただきたいと思います。

また、組織の拡充策として、以前、全国青税に加入していた岡山青税との懇談を行い、1月の名古屋理事会に岡山青税の現会長をお招きし、理事会を傍聴していただきました。また、5月には1995年以来の開催となる岡山市で理事会を開催し、岡山青税執行部と懇談を行い、全国青税への加入を促しました。

#### 5 韓国税務士孝試会との勉強会及び国際交流について

韓国税務士孝試会との勉強会は、全会員を対象とする形式になってから8回目の開催となりました。9月にソウル高麗大学内において、「税理士と税務訴訟」をテーマに開催されました。韓国では税務士が税務訴訟に参加する権利は認められていませんが、以前から税務訴訟への参加を認めるよう求める動きがあ

るようです。研究内容を発表し、両国から活発な質疑応答がなされました。盛会のうちに勉強会が終了し、その後の懇親会にて親睦を深めました。また、11月にはソウルで行われた考試会総会に出席し、映像による1年間の活動報告や議案審議の様子を当連盟の総会と比較しながら興味深く拝見しました。懇親会、2次会において友好と親睦を更に深めました。今後もこのような国際交流を通し、日韓両国の友好がさらに深まることを願っております。

#### 6 結びにあたり

青税の活動は自分一人では何も行うことは出来ません。この1年間、部長、委員長、理事はじめ当連盟の活動に関わっていただいた多くの皆様に心よりお礼を申し上げます。青税の活動は1年で何かを求めるというよりは、活動を通して青税が掲げる理念を継承し、その理想の実現につなげるべく行動していくことが重要であると考えています。今年度、然したる成果は上げられなかったという批判は甘んじてお受けするにしても、諸先輩方が築いてきた活動の理念や目的を次代に継承していくことは達成出来たのではないかと感じています。

最後になりますが、次期執行部に対しましても皆様方の暖かいご支援を賜りますこと、更に当連盟の活動に対するご理解ご協力をお願いしまして、私の退任の挨拶とさせていただきます。1年間本当にありがとうございました。

# 一年を振り返って



## 総務部

部長 紺野貴子  
(東京)

就任挨拶では「『国民のための税理士制度の確立、国民のための租税制度の改善』という全国青税の目的を果たすために少しでもお役にたてるように力を尽くしていきたい」と大きなことを書いてしまったのですが、実際はこまごまとした雑務に忙殺され、懇親会のドタキャン・ドタ参にやきもきしているうちに一年間が終わってしまいました。

た。これまでの悪夢の定番である「税理士試験会場に電卓を忘れる」「保育園のお迎えに間に合わない」「理事会の会議室も懇親会場も予約がとれていない」というものが加わりました。各単位青税の総務部長や代表者のご協力により、実際にはそのようなことは一度もなく、無事に理事会を運営することができ

てほっとしています。

全国青税の目的を果たすためにお役に立てずに申し訳ない気持ちでいっぱいなのですが、私自身は全国の青年税理士と交流を深めることができ、貴重な経験を積むことができ、得るものがたくさんありました。お世話になった皆様にこの場を借りて感謝申し上げます。本当にありがとうございました。



## 経理部

部長 平良夏木  
(東京)

一年間経理部長を務めさせていただきました東京青税の平良です。全国青税の皆様からご協力をいただきましたこと、心より御礼申し上げます。また、事務局員の山縣さんにも大変助けられました。この場を借りて御礼申し上げます。

経理部長を引き継いだ当初は、預金口座の名義変更手続きにはじまり、期日厳守の支払事務や全国から送られてくる会計精算書の内容確認等に戸惑いました。その度に経理規程を調べ、

執行部の皆様や歴代経理部長に教を請いながら何とか無事に職責を全うできそうです。

経理部長を務めさせていただいたことで、全国青税の活動を深く知ることができ、また会費を集めて会務を運営する難しさを身にしみて感じました。全国青税の収支状況を把握するにつれて、各単位青税の収支状況をも垣間見ることになり、身の引き締まる思いでした。会員一人ひとりの貴重な会費が、意義のある活動に使われていることを

ご報告する重責を退任間際になって改めて感じております。経理部長は退任致しますが、これからは東京青税の執行部として、微力ながら全国青税との橋渡しに努力したいと思います。

2017年度はおかげさまで有意義な一年間となりましたことを感謝しつつ、今後の執行部の皆様のご活躍を祈念致しまして、お別れの言葉とさせていただきます。



## 研究部

部長 山下 尚宏  
(近畿)

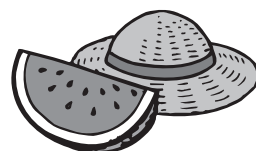
「1年間を振り返って」とのお題を頂戴し、いざ原稿を書くとうとPCと対峙したのですが、私の担いはこれからが本番であり、振り返るよりも先を見据えることの方が多く、他の部長さんたちを羨ましく思っております。

例えば、近畿青税の代表幹事を務めているときに秋季シンポジウムを近畿でお受けした当事者として、研究部長を仰せつかり、何とかなるであろうと軽い気持ちでいたのですが、このままでは不味いなと思いはじめ、

そろそろ本腰を入れて取り組まねばとまさにネジを巻きなおしているところです。準備を進めれば進めるほど、一つの事業を担当することの責任の重さを痛感するとともに、これまで担当されてきた方々がどれだけご苦労されていたかをひしひしと感じ、頭が下がる思いです。

秋季シンポジウムは近畿だけでなく全青の皆様のお力添えとご理解なしでは成り立たない事業でございます(すべてそうですが)。本番に向け各单位会の皆様にはご迷惑もおかけするこ

とがありますが、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。



## 組織部

部長 松田 匡司  
(千葉)

組織部長を務めさせていただきました、千葉青税の松田匡司です。

今年の組織部の活動としては、9月の神奈川理事会の午前中に組織会議を開催し、例年と同じく新入会員の獲得方法、出席率向上方法、幹部の育成方法について意見交換しました。

共有された施策については、単位青税での今後の活動の参考にすることができたと思えます。

未入会単位青税に対するこれ

までの経緯と今後の対応についても議論し、未入会単位青税については、岡山青税に対して重点的に対応する方針を確認しました。

その方針を踏まえて、岡山青税会員2名が1月の名古屋理事会傍聴参加していただき、5月には岡山で理事会を開催することができ、岡山青税会員との交流を深めることができました。今後、全国大会、シンポジウムなどにも参加いただき、交流の輪を拡げることにより、全国青

税加入に向けての進展に期待しています。

また、岡山を足掛かりに広島青税をはじめ中国地方の単位会交流につながればと思います。

最後に、森会長はじめ執行部の方々には様々なご協力を頂き、感謝しております。全国青税の組織のますますの発展を祈念しまして、退任のごあいさつとさせていただきます。1年間ありがとうございました。



## 厚生部

部長 本田 辰次  
(岐阜)

「あの司会してる奴はそもそも誰や・・・」

と、昨年9月の神奈川理事会後の懇親会では皆さんおそらくこう思われたことでしょう。

名古屋で開催された全国大会で厚生部長を拝命いたしました岐阜青税の本田でございます。月日の経つのは早いもので、また一つ歳を重ねました。

厚生部長としての私の役割は例年通りではありますが、理事会後に開催される懇親会の司会進行を行うことでありました。会場の手配、集金等は開催地の

会員の皆様のご協力により手ぶらで参加することができ大変感謝しております。

前任の厚生部長からの引継ぎ事項にもありました、ここ数年恒例となってます理事会、懇親会への初参加者の自己紹介タイムでは、私のイジリにも臆することなくユーモアで返してくださいました新人(?)の皆様、また、その場を大いに盛り上げてくださいましたベテラン(?)の皆様、大変ありがとうございました。特に「まずはお前が自己紹介しろ!」とヤジっていた

だいた名古屋が誇る大声チャンピオンには大変助けられました。今後もこの懇親会が更なる交流の場となることを期待しております。

一つ歳は取りましたが、厚生部長としての一年間は、一年では得ることができないような貴重な経験をさせていただき、かけがえのない財産となりました。任命してくださった森会長はじめ、ご協力いただいたすべての会員の皆様に心から感謝申し上げます。

一年間ありがとうございました。



## 法対策部

部長 仙田 浩人  
(名古屋)

一年間、法対策部長を務めさせていただきました名古屋青税の仙田浩人です。就任の挨拶をしてから、はや一年がたちました。法対策部の活動報告については、別項目において紙面をいただいておりますので、こちらでは私の雑感を記載させていただきます。

この一年を振り返り、部長として多くのメンバーと議論や意見書作成を通じてかかわることができ、まずにはみなさんに感謝申し上げます。不慣れな部長

のもと、多くの皆さんが、部会、理事会を通じて議論に参加してくださいました。特に委員長各位につきましては、私と一緒に年度末まで運営側として参加いただきましたこと、感謝の一言ではこの想いを言い表せません。

この一年では、「日本において我々国民がどのように主体的に生きていくのか」といった命題に対する全青メンバーそれぞれの真摯な想いに直接ふれることができました。この想いがそれぞれの会員のなかにあるかぎ

り、また全青といった、その想いが切磋琢磨され、表現することができる場があるかぎり、日本における民主主義はこれからも、特に青年税理士の中で根付き続くものと感じています。

私自身については、不慣れな部分があり、力及ばすといった点も多くあったと思います。しかしながら、新しい執行部の皆様につきましては、この皆さんと過ごした一年を次につなげていただくことを望みつつ、最後に感謝申し上げます。

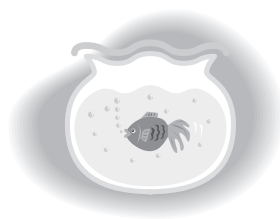


## 広報部

部長 秦 光一郎  
(神奈川県)

単位青税でも未経験であった広報部長を任せられ、広報誌の発行などできるだろうか?…と不安しか感じないスタートでしたが、あっという間の一年でした。至らないながらもなんとかお役目を果たすことが出来たのではないかと考えております。お忙しい中、原稿執筆やゲラチェックにご協力いただいた皆様にこの場をお借りして、御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

田中ホームページ運営委員長には、全国青税のホームページやブログのアップの他、広報誌掲載用の写真の撮影にもご尽力頂きました。心より感謝いたします。今後も全国青税の活動内容は広報誌とホームページを通じて情報発信されます。会員の皆様が全国青税の情報発信に一層の関心を払って頂けるならば幸いです。一年間どうもありがとうございました。



## 国際部

部長 石山 貴裕  
(東京都)

昨年の5月、森会長に贅沢な肉をご馳走になったのが運の付きでした。

名古屋全国大会に始まり、ソウル勉強会「税理士と税務訴訟」開催、税務士考試会定時総会出席、日韓文化交流基金の助成金申請、東京全国大会と京都勉強会「事業承継税制(仮)」の準備などに携わり、日韓の交流を深めて参りました。若手の考試会会員と片言の英語で語らいながら飲み明かしたことが良い思い出です。

森執行部の一員として西は福岡から東は仙台まで理事会に皆勤しました。納税者のための税理士制度とは何か、その実現を目指して貴重な休日に手弁当で集まり、喧々諤々議論をする会員皆様の熱意にほだされ、大変勉強になりました。自発的に考え発信し続けることも大切であると感じました。

東京青税の広報部長を兼務し、共に初部長であったため体感速度の遅い1年間でした。これを乗り切ることができたのも

ひとえに今津副会長、野島副会長を始め永久国際部員ほか皆様からサポートしていただいたお陰です。ここで得た知見を次期部長への引継ぎや実務や会務に生かしていきたいと思っております。得難い経験を与えていただきありがとうございました。10月6日(土)京都勉強会でお会いしましょう!



# 日本税理士会連合会執行部との懇談会

平成 29 年 11 月 13 日（月）日本税理士会館

広報部長 秦 光 一 郎

平成29年11月13日月曜日、日本税理士会館において、日本税理士会連合会（以下「日税連」という）の執行部との懇談会が開催された。

日税連からは、神津会長、小島副会長、浅田副会長、西村副会長、和田専務理事、杉田専務理事、瀬上専務理事、足達総務部長が出席しての開催となった。

今年度のテーマは、税理士制度、日税連機構改革、ベンダーアンケート結果の共有、税制改正、納税環境整備、となった。以下はその要旨である。なお内容については、字数の制約により要約・意識をしているところがある旨をご容赦頂きたい。

**神津会長：**社会情勢が大幅に変わる中で、税理士会は色々な難題を抱えている。要点を協議し日税連の政策に取り入れることによって全青の要望に伝えていきたい。

AIの発展で税理士はいらなくなるとの風評がある。ちゃんと対応をしていきたいと思っている。税理士法改正については、スピーディーにかつオープンに制度部でまとめ、社会変革に対応していく。改正税法へ所得税の改革等が議論をされているが、税理士会もタイムリーに意見を表明していく。

青税から日税連に対して真摯で建設的な意見を頂戴して共に発展していくこと望んでいる。

**森会長：**多数の日税連執行部の先生方にお集まりいただき感謝。真摯なご意見を頂き意味ある懇談会したい。

納税者権利憲章と公認会計士の指定研修の在り方など税理士制度が有益な制度となるための日税連の考えをお聞きたい。

**仙田法対策部長（以下「仙田」）：**税理士制度について最初に質

問させて頂く。

## 1. 税理士制度について

**山田税理士制度対策委員長（以下「山田」）：**税理士の受験者数の減少について。受験者数の推移のグラフを見ると申込者数が平成19年64千人あったものが平成28年には44千人、平成29年には41千人と減少している、新規登録者数の総数は変わらないが、20代の若手が50%以上減少している。受験期間平均8.6年。学生等若い世代に魅力が伝えきれてない。

次の税理士制度を担う人材を募るため、受験資格要件の緩和を図るべきではないか。

**杉田専務理事：**会計科目は、18歳で受けられるよう議論をしている。

受験年数については、一発と科目という試験を同列に比べにくい。必ずしも長いからダメではない。問題は中身の話。合格までの年数は短く。受験



全青執行部



杉田専務理事

資格は緩和。受験者数は増やす。結果的に合格者増える。逆に若い人の声としては、特に都会を中心に非常に厳しいと。価格競争せざるを得ないとの声が聞こえてくる。目指す方向性がわかりにくくなっている。

仙田：受験者を増やすべき理由は税理士制度発展のため。若手の税理士の増加要素は税理士試験。その入り口の受験者数が増えない限り、合格者も増えない。それに伴って競争が増えることは予想されるが、そこは日税連の指導できちんとされるのが本筋では。

山田：税理士試験の合格基準について。税理士試験の合格基準は60%とされる一方、模範解答は無く、採点基準も不明確。採点基準等が不明瞭なことが受験者数低下の一因。模範解答の作成と採点基準の明確化を働きかけて頂きたい。

杉田専務理事：税理士試験の透明性を向上させることは必要。どの程度まで透明性を上げるかは庁と話をしている。

山田：税理士資格を取るのに会

計士資格等がより短期間となる、その対策について教えて欲しい。

杉田専務理事：会計士試験ルートから税理士試験の内容は32年以降までわからない。会計士が実務研修で受けるテストはすべてホームページへアップする。会計士は一律に税理士に向かないというわけでもない。

## 2. 日税連の機構改革について

山田：日税連の執行部は閉鎖的な組織。

若手会員、税理士個人々の声が届かないのは問題。ビデオ視聴等で常務理事会等の配信等参加意識を持たせる施策が必要。やり方を変えることは検討できないか。

和田専務理事：日税連、正副会長会は会長と15単位会の会長副会長、そこに正副参事、総務部長任意参加だが入る。理事会100名こちらの方は各税理士会から推薦で来ている。その段階で各税理士会は日税連の役員に対して各税理士会の総慮をもってきている。理事は各税理士会の意見をもって日税連で発言する。委員会でも各税理士会の意見は必ず出すことになっている。各単位会意見を背負って来ているという意識はすべての理事が持っている。現状閉鎖的かは議論がある。制度部では日税連の組織改革について意見がある。変わらなきゃいけない、変えた方が

いいと。正副会長会、制度部、すべての委員会で検討している。

山田：機構改革について、理事会決議が総会で否決されたことはあるか。

日税連の会則上は決議機関と執行機関は区別されているが、実態は全く同一。ガバナンスの観点からは、分離することが必要。会長選出については、単位税理士会毎に選挙戦を行い個々の税理士の意見が反映しにくい。改善のためには代議員制という各個人の民意が反映できるような組織にして頂きたい。

和田専務理事：日税連総会で否決された事例には、たぶん無い。総会で否決する可能性はある。2年に一回会長と副会長と単位会の会長が同一でないときがある。代議員制については、全国から来ている理事というのは全国の各単位会の意見を背負ってきている。そういう意味では代議員制にも近い。

制度部では日本税理士連合会がいいとの意見も出てきている。今後検討する。組織が士連合会になれば、76千人に選挙権がいく。その場合まと



和田専務理事

もな選挙になるのか問題点もある。会員一人一人が日税連会長の資質を見抜けるかどうかまで詰めて検討が必要。

**神津会長：**各単位会の会長は全員が直接選挙で選ばれている。この方々が、日税連でその会を代表している。115名は少ない、ちょうどいい。そういう様々な議論を含めて検討中。  
先約があって中座させて頂く。

**和田専務理事：**理事会のビデオ配信について。日税連の中に情報公開に関して申し送りがある。開示方法はほぼ会報誌。情報開示するとそれに誘導される。正副会長会の議題で常務理事会決議を要するものは、原則を非公開となる。常務理事会議題でも理事会決議を必要とするものは、常務理事会で非公開となる。それ以外はビデオ配信で意識も高まるかもしれないが、正副会長会はいろんな意見が出るため難しい。常務理事会での意見が少ない。常務理事が単位会の意向を汲んで意見を出して、理事会を活発な意見の場にする方が先かと考える。

### 3. ベンダーアンケート 結果の共有

**芳賀税理士業務研究委員長（以下「芳賀」）：**「人工知能の活用開発状況に関するアンケートの結果について」「ベンダーアンケートの結果からわかる考察、魅力ある税理士業界であり続ける為には」を配布し

ている。ベンダーへのアンケートについて共有させて頂く。

具体的にAIはどの程度のモノなのか。全国青税の名前でアンケートを採った。主要ベンダー9社にアンケートを実施。

会計ソフトの勘定科目消費税の判定について、AIを活用して自動判定する機能のリリース予定について聞いた。弥生会計、MFクラウド、freeはリリース済み、との回答。TKCは科目や消費税の判定はAIと呼べない。データ通信は証憑類の日付や取引先、取引明細、金額を解析してAIを活用し、仕訳及び消費税区分を判定させる機能を検討中。類推の手法はベンダーが集める情報を元に判断する仕組み。元データのシェアを獲得するほど、類推の精度が高まる。

判定の誤りによる不利益のリスク担保について聞いた。誤りの責任をだれが負うか。基本的には、最終確定はユーザーなのでメーカーは責任を負わない、との回答。

税務申告書等の作成に関するAIの活用予定について質問した。殆ど検討中またはないとの回答。申告書作成についてはAIの活用は進んでない。税務相談業に関するチャットポット等のリリース予定について質問した。国税庁では税務行政の将来像でチャットポット使うと述べる。ユーザーが税務相談で使えるようなチャットポットの開発予定はあるかとの質問。各メーカー具体的なリリース予定は

ない。

記帳代行や税務申告書の作成業務はどの程度効率化するかイメージを聞いた。MFクラウドは5年後に50%。MJSミロク80%。データ通信70%。BBC50%、との回答。担当者イメージは相当程度進むと考えている。

税理士会等への要望を聞いた。弥生会計は、IT化を税理士と一緒に取り組みたい。MFクラウドも同様。FreeはAIの製造物責任緩和。MJSミロクはAI機能に起因する責任問題の明確化。ICSはスキャナ保存等の要件緩和。BBCは将来像の明確化。税理士の仕事は資格者による確認検査が重要。ベンダー各社の全自動との宣伝は間違い。最終的には自動で申告書が出来上がるとしてもそこに事実認定等の判断が含まれ、確認検査が重要になる。品質の確保のため税理士がやらなければいけないことを法制度にしていく必要がある。記帳代行等単純作業は、5年後に80%くらいになる。そのイメージで税理士制度を考えていく必要がある。

AI活用のイニシアチブは、ビックデータの活用が鍵。元データをおさえた者が勝つので、今後はMFクラウド等が力を伸ばしてくる。ベンダーの意見は税理士への期待なので、背景を的確にとらえて、今後税制改正なり適切に取り組んでいく必要がある。国税庁等のICT推進は、税理士を中抜きにするおそれがあり、納税者のためにならないこともある。徴税側の事情



瀬上専務理事



小島副会長



西村副会長

でのシステム構築には弊害がある。税理士会としてチャットポット等の研究について進めて欲しい。以上、アンケートの情報共有。

**瀬上専務理事**：中小企業庁でSmartSAEという検討会があり同様の調査をしていた。結局これと同じで自動的に決算書ができるわけではなく、税理士が確認する作業が必要。会計の専門家として絶対にこれはやらなきゃいけないこと。

Free や MM は API で連携し、販売から会計までアプリケーションで連動できる。特に飲食業など。IT化はベンダーに相談する。専門的なITと会計税務が判る人は税理士のみ。我々はベンダーと連携を深めて使いやすいものにする仕組みが必要。free と TKC と北国銀行でもめた案件がある。いわゆる業務侵害。金融機関とベンダーが囲い込みをしていく可能性があり、我々も注意すべき。

#### 4. 税制改正について

**今井税制対策委員長**（以下「今井」）：税制について、内容に

ついては三つ。消費税の単一税率の維持。世代間公平。税の再分配機能について。消費税。現状の政治状況からは、単一税率維持は困難な状況。建議書提出以外の行動プランはないか。立法担当者や関係省庁との意見交換の情報があれば、お知らせ頂きたい。

**和田専務理事**：単一税率維持とインボイス反対は、30年が最終段階。12月に大綱がで、与党税調開始されるのでそこまでの政治活動が中心になる。仮に76千人全員が国会陳情にきて地元で常に活動したら、違う結果が出るかも。あと二ヶ月くらいが大切な時期。

今の段階で単一税率について主税局は耳を貸す状態にない。軽減税率の先のインボイスに対しての意見は、聞いてもらえる。

**小島副会長**：軽減税率、理解されている議員もいる。特に重鎮の先生方は低所得者対策にはならないと理解。理解はしているのだけれど、歯がゆいところ。党という縛りの中で意見が言えない。我々としてはしっかりと陳情し議論がわくような形に持っていったら

最高と思う。

**西村副会長**：商工会議所等の担当者消費税の問題を議題とした。この団体は我々の主張と全く一緒。各団体の担当者は陳情し我々も陳情し、会う政治家はみんなわかっている。しかしなぜか進まない。政治の世界になっている。連名で活動してもいいのかも。四～五団体連盟で活動すれば、検討する方向に進む可能性もある。ダメな税制であることは政治家も解っている。しかし自民党が圧勝し国民が選んだ。気持ちは一緒だがジレンマがある。

#### 5. 納税環境整備について

**石澤納税環境整備委員長**（以下「石澤」）：納税者権利憲章とマイナンバーについて。納税者権利憲章に関して。国税通則法に国犯法が含まれた。納税者の権利を守る必要があるのではないかと。納税者憲章の実現に向けての進捗状況。

**瀬上専務理事**：建議書の中に入れておりスタンスは変わっていない。

**和田専務理事**：活動はそんなに

していない。担当が調研部に代わったところで活動はわからない。調研部でどういう議論になっているのか。これだけ行政と話をしているということは無。いずれこれも含めてやらなきゃいけないとは考えている。

石澤：いずれ納税者権利憲章として戻して頂きたい。マイナンバーに関して。特別徴収税額通知書に記載された個人番号に関して個人情報保護委員会は、利用目的を通知すれば問題ないと回答。本人確認の問題あり。連合会の考えを。

和田専務理事：特別徴収通知書に番号が書いてあると、事業者は収集作業をやらなくなる。特別徴収税額通知書の記載の番号を利用して良いかについては、総務省と個人情報保護委員会で意見が分かっていた。最終的には保護委員会が承諾し、ホームページに出した。

石澤：各種税務情報が集積されて記入済み申告書が出来上がる可能性がある。日税連は記入済み申告書の制度は、賛成か反対か、反対ならば、どういった施策でこれに対応するか。

和田専務理事：納税者の利便性を考えるならばいい。申告納税制度維持であればとんでもない。今のところ議論が止まっている。日税連の方向性はこれからの話。

## 6. 税理士制度について (追加質問)

山田：税理士法の動きについて。法3条3項の公認会計士指定研修の件。以下三点お願いしたい。

公認会計士協会の考査問題の早期公表。

税理士試験と同程度の試験かどうかの検証。

内容の税理士会員への公表。

和田専務理事：税理士試験と同程度かの検証。試験後に審議会を通じて申し入れる段取り。情報漏えいの関係もあるので。

鈴木東京青税会長（以下「鈴木」）：考査について年一回追試がある。追試について公表を要望しているか。

杉田専務理事：追試についても公表との要望は挙げる。

山田：税理士法改正に向けた改正項目、事務所設置要件第40条。ネット環境とパソコンがあれば税理士業務を行えるようになった。事務所設置基準の改正に向けてガイドラ

インはあるか。

杉田専務理事：継続的に職務を執行できる場所、物理的な場所、という規定のままで、時代に合わない事務所の定義をどう見直すか。指導連絡監督ができる連絡場所でもいいとの意見がある。重要な項目として検討中。

仙田：税理士事務所の定義は継続的な表示と設備と人の三要素で判断となっている。設備はノートパソコンでできてしまう状態。何をもって監督できるといえるのか。

山田：ICT、AIの進展について2条の業務の話。税務相談や税務書類の作成は、代替化へ進む中、税務代理が重要になってくる。納税者の代理人としての権利の重要性が増すと考えられる。税理士も納税者の代理人として照会権を定め、権利を拡充明確化することは考えているか。

杉田専務理事：考えてない。弁護士とはもともと役割が違う。照会権付与は非常に危ないと思う。



懇談会風景

## 法対策部活動報告に関して

法対策部部长 仙田 浩人 (名古屋)



### はじめに

2017年度の法対策部は、税理士制度対策委員会（委員長：山田隆一会員／近畿）、税制対策委員会（委員長：今井司会員／東京）、納税環境整備委員会（委員長：石澤健太会員／神奈川）及び税理士業務研究委員会（委員長：芳賀保則会員／東京）の4つの委員会を設けて、「国民のための税理士制度の確立」、「国民のための租税制度の改善」に向けて議論を交わし、懇談会の開催や意見書の提出などの活動を行った。

この1年を通じて行った活動につき、私見も交えて報告する。

### 1. AI「人工知能」に関するアンケート調査

昨今話題であるAIの進展が税理士の業務にいかなる影響を与えるのか、税理士の業務に関係のある主要なベンダー9社に対し、AIの現在の活用状況、今後の展望、またAIの活用や開発に関し、税理士が主導して行うべきことについてアンケート調査を行った。調査結果に関しては、各社とも会計ソフトの勘定科目・消費税の判定については、それがAIの範疇に入るのかとの議論はあるが、すでに対応済や検討とのことである一方、税務書類の作成及び税務相

談の分野については今後の検討課題であるのと回答を得られた。

AIについては、その定義は多々あるが、我々の業務に関わる技術としては「コンピューターが人間のように“学習”し、知識をもとに“推測”すること」があげられる。そのAIの精度（強さ）にもよるが、“学習・判断”の要素については、一定の条件のもとではあるが、充分人間の能力に対応するものができることは、囲碁の世界における「アルファ碁」の活躍で自明となっている。今回のアンケート結果においても、税務書類の作成及び税務相談の分野については、今後の検討課題との結果がでたが、それは技術的に対応できるかという要素と税理士法上問題がでないかとの要素が見受けられる。納税者がAIを応用した税務相談を受けた場合、それは税理士法第52条の「税理士等でない者」とどう関連するのかといった法的問題を検討する必要もあり、また、そもそも税理士業務を税理士に限定することに至った歴史的意義を踏まえたうえで、今まで税理士業務に対し主体的に責任をもって取り組んできた先達である我々税理士がAIに対し主体的に動くことも検討する必要性があると考えられる。

このアンケート結果については、HP上において公開している。

### 2. 日税連に対する意見書

11月13日、日税連に「日本税理士会連合会の機構改革に関する要望書」を提出した。税理士法制定時、税理士会及びその会員に対する指導、連絡に関する事務を行う存在であった日税連が、監督権限の付与・登録に関する事務・租税教育の会則化・研修及び税務支援の会則における義務化など、個々の税理士に対する日税連の存在が強まっているなか、日税連の運営は旧態依然として変わっていない。

平成26年税理士法改正の過程についても、会員の意見の反映不足、意思決定の不透明性があり、国民のための税理士制度のさらなる発展には、日税連に対し税理士一人一人が主体的にその運営に参加することができる制度にすべきであると考え、意見書を提出した。内容については、日税連の会員を税理士等とする最終目標と掲げつつ、その経過措置として早急に改正決議機関と執行機関を分離すること、総会の決議について各税理士会の会長の行使できる議決権数を等しくすることなどである。

この意見書についてもHP上

に公開している。

### 3. 日本税理士会連合会との懇談会

11月13日に日税連執行部との懇談会を開催した。前日及び当日午前中に全青執行部、単青税代表等が集合し打合せを行った。懇談内容については広報誌の日税連懇談会の記録をご覧いただきたい。昨年引き続きAIを取り上げ、当連盟で行ったアンケートの結果について情報を共有した。またAIが進展するなかビッグデータの存在の重要性が高まることについて認識を共有し、それに対して税理士がかかわることの必要性を伝えた。その他、税理士試験受験者数の減少については、税理士登録者のうちに税理士試験合格者の占める割合が少ない現状を踏まえれば、税理士制度のPR等の問題だけではなく、税理士制度自体の問題もあるのではないのかとの意見を伝えた。税制については、消費税複数税率の導入反対の意思確認と適格請求書等保存方式への反対の意見を伝えた。

### 4. 税制改正に関する要望書

2月20日、日税連に平成31年度税制改正に関する要望書を提出した。要望書は今井委員長を中心に、8月の法対策部会から具体的な議論をはじめ、理事会では4回の協議を経たのち審議承認されて完成した。「公平・中立・簡素」を基本とし、主権者である国民が納得できる租税制度、公平性が保たれる税制、未来を見据えたあるべき税制の三つの視点をもとに、全税目に

関して網羅的に意見書を作成した。その中でも、特に重要項目と考える16項目については、意見書の中でも最初にもってくるなど、強弱をつけた構成としている。内容については、前年から引き続き掲げている項目もあるが、今年度重要項目に追加したものとしては「基礎控除額等は逡減・消失してはならない」があげられる。これは平成30年度税制改正の大綱をうけたものであるが、所得税における基礎控除を憲法25条の概念からとらえ、憲法上の要請から基礎控除は所得の高いか低いにかかわらず、国家が等しく国民に保障すべきものととらえたものである。

今年度の税制改正要望書の作成にあたっては、部会等で顔を合わせ議論することを基本とした。税制すべての項目について網羅的に意見を見つめなおす必要性から、部会において、一旦取り消すとした内容が、その後の議論を経て復活するなどがあったが、今井委員長をはじめとする法対策部員の尽力により、この意見書ができあがったことについて報告させていただく。

また重要項目に新規に追加した「基礎控除額等は逡減・消失してはならない」については、その決定過程の不透明性及び説明責任を求める意見とあわせて、2月20日に麻生財務大臣に、平成30年度税制改正の大綱をうけての個別意見として意見書を提出している。

### 5. 納税者権利憲章に関する要望書

納税者権利憲章に関しては、平成22年11月に提出した納税

者の権利保護及び権利救済制度に関する要望書を理解することから始めた。10月15日に「全青が代々考える納税者権利憲章」をテーマに、坂井昭彦会員（近畿）を講師にお願いし、研修会を行った。その後、石澤委員長を中心に部会において議論をすすめ、事業年度末のぎりぎりとなってしまったが、意見をまとめることができた。その内容としては、大きく以前と異なるのは、基本的な考え方において、税理士法に定める税理士の使命及び国税通則法の目的において納税者の権利擁護を明文化すべきとした点である。消費税の増税が予定されているなか、国民は今まで以上に税負担を認識することとなる。そうした状況下において国民の税に関する理解及び協力は今まで以上に不可欠なものとなるため、その礎として納税者の権利擁護の必要性を認識するに至ったからである。国民は税における自らの権利を擁護されることにより、信頼して協力することができるのである。その考えから、国税通則法の目的と、納税者を支える税理士の使命において、権利擁護を明文化すべきとした。

### おわりに

今年度においては、上記の項目以外に「選挙に絡んだ消費税の用途変更の妥当性」、「記入済申告書がもたらす申告納税制度への影響」「AIをどのように税理士法でとらえるのか」「ICT化が進むなか、税理士がどのように義務を果たすべきか」など、多くの項目について、部会で議論をした。すべてにおいて、一定の意見集約までできればよ

かったのだから、私の力不足もあり、成果を得られなかったことも多くある。しかしながら、地理的に集まる機会も多くない中

で、毎月の部会や臨時の部会などに多くの部員に参加していただいた。活動の中心となっていただいた委員長、部会等で積極的に

発言、議論頂いた部員の皆様、理事会での協議、審議にご協力くださった理事の皆様に感謝申し上げます。報告の結びとしたい。

## これからの50年を 東京で語ろう



## 全国青年税理士連盟 第51回 東京大会



2018年8月4日(土)  
ハイアットリージェンシー東京

### あとがき

今回は、現執行部による1年間のまとめのコメントと、日税連執行部との懇談会を中心にお送りしました。今号が

私の編集する最後の広報誌となります。皆様のおかげで何とか任務を全うすることができました。どうもありがとうございます

した。それでは、8月4日の東京大会でお会いしましょう。

広報部長 秦 光一郎